

総務委員会記録

令和5年9月20日開催

- 1 日 時 令和5年9月20日(水) 9:59 ~ 11:41
- 2 場 所 委員会室
- 3 出席委員 久米委員長 水谷副委員長
山崎委員 幸坂委員 住友利広委員
小野委員 福谷委員 佐々木委員
- 4 欠席委員 なし
- 5 正副議長 藤本議長
- 6 傍聴議員 横田議員 湯浅議員 住友進一議員
橋本議員 奥田議員
- 7 出席理事者 表原市長 山本副市長 松崎政策監
岡田企画部長 吉積総務部長 石本危機管理部長
橋会計管理者 中川消防長 川端消防次長
田中消防本部参事 小杉消防署長
東條秘書広報課長 佐坂人事課長 東企画政策課長
中橋行革デジタル戦略課長 湯浅ふるさと未来課長
小西総務課長 山崎財政課長 清水税務課長
石山危機管理課長 小原会計課長 武田予防課長
栗本第二消防課長 手塚選挙管理委員会事務局長
中村監査事務局長 他
- 8 事務局 岡部議会事務局長 近藤議事課長
谷崎課長補佐 天川主査
- 9 傍聴者 1名
- 10 記者席 1名

【 会議の概要 】

開 会 9 : 5 9

久米委員長 おはようございます。ただ今から総務委員会を開催いたします。9月議会、最後の委員会でございますので、どうか皆さん、前向きな議論をお願いしたいと思います。また、11時にJアラートの全国一斉の情報伝達試験がありますので、できればそれまでに大まかなものが進められたらいいかなと思っておりますので、御協力のほど、よろしくお願いいたします。
それでは、理事者を代表して表原市長に御挨拶をいただきます。
表原市長。

表原 市長 改めまして、おはようございます。本日も御多用の中、総務委員会を開催いただきまして、誠にありがとうございます。
早速ではございますけれども、本委員会に提案をさせていただきます案件につきましては、令和5年度一般会計補正予算に係る専決処分の承認案1件、条例の一部改正案1件、令和5年度一般会計補正予算案1件、新たに生じた土地の確認について1件、字の設定について1件、動産の買入れについて1件の合計6件でございます。詳細につきましては関係課長から御説明を申し上げますので、御提案申し上げました案件につきまして、十分に御審議の上、御承認を賜りますようお願いを申し上げます、甚だ簡単ではございますが、本委員会の開会に当たる御挨拶に代えさせていただきます。本日もどうぞよろしくお願いいたします。

久米委員長 ありがとうございます。
本委員会に付託されております案件は、市長提出議案6件の審査であります。議案の審査に入る前にお願いを申し上げます。理事者の方は、自己紹介をしていただきましたら、議案説明は着席して行っていただいても結構です。委員の方には、質疑のある場合は挙手していただきますようお願いをいたします。
それでは、議案の審査に入ります。

承認第1号 令和5年度阿南市一般会計補正予算（第4号）に係る専決処分の承認について

久米委員長 まず「承認第1号 令和5年度阿南市一般会計補正予算（第4号）に係る専決処分の承認について」を議題といたします。承認第1号につきましては先の全員協議会で説明を受けておりますので、直ちに質疑に入りたいと思います。
質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

久米委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
これより、承認第1号を採決いたします。

本件を原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

久米委員長 御異議なしと認めます。
よって、「承認第1号 令和5年度阿南市一般会計補正予算(第4号)に係る専決処分の承認について」は原案のとおり承認されました。

質 疑 終 了 ・ 採 決
全 会 一 致 ・ 原案のとおり承認

第3号議案 阿南市火災予防条例の一部改正について

久米委員長 続いて、「第3号議案 阿南市火災予防条例の一部改正について」を議題といたします。
理事者の説明を求めます。
武田予防課長。

【理事者説明 武田 予防課長】

久米委員長 ただ今、理事者の説明が終わりましたので質疑に入りたいと思います。
質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

久米委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
これより、第3号議案を採決いたします。
本件を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

久米委員長 御異議なしと認めます。
よって、「第3号議案 阿南市火災予防条例の一部改正について」は原案のとおり可決されました。

質 疑 終 了 ・ 採 決
全 会 一 致 ・ 原案のとおり可決

第4号議案 令和5年度阿南市一般会計補正予算（第5号）について（関係部分）

久米委員長 続いて、「第4号議案 令和5年度阿南市一般会計補正予算（第5号）について」のうち、本委員会に関係する部分を議題といたします。なお、第4号議案につきましては先の全員協議会で説明を受けておりますので、直ちに質疑に入りたいと思います。
質疑ありませんか。
福谷委員。

福谷 委員 補正予算書の60ページ、2款 総務費、2項 徴税費の12節、12の電算システム改修委託料の324万4,000円ですけれども、お聞きすると、QRコードを印刷するという部分と税システムの改修ということですが、このQRコードを印刷していくとなった経緯と対象となる税について、どう進めていくのか教えてください。

久米委員長 どうぞ。

清水 課長 税務課、清水でございます。よろしく申し上げます。
福谷委員の御質問に御答弁いたします。
QRコードを採用した経緯でございますが、まず、国が主導しております固定資産税、それと軽自動車税の種別割につきましては、令和5年度からQRコードの導入を始めております。それに続きまして、国が令和4年度末に通知してきましたところ、令和6年度から他の税についても原則QRコードを導入することという通知が来ておりますので、それに従いまして、阿南市の場合も市民税、それに文教で諮っておりますが、国民健康保険税、その2税についてもQRコードを導入するものでございます。
以上、答弁とさせていただきます。

久米委員長 福谷委員。

福谷 委員 ありがとうございます。QRコードについて、それを読みこんでいろいろと税を徴収するということがありますけれども、原則、一番効率的なのは口座振替だというふうに私は思っています。確かに1回限りで終わるような軽自動車、QRコードを入れていただくというふうにするのは便宜上いいと思いますので、しっかりとこのメリット、デメリットの分については説明するとともに、でき得る限り口座振替、特に、金融機関に対する手数料というのは結構かかりますので、口座振替というようなことを勧めただけですように要望いたします。
以上です。

久米委員長 ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

久米委員長 ほかに質疑がなしということで、質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより、第4号議案を採決いたします。
本件を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

久米委員長 御異議なしと認めます。
よって、「第4号議案 令和5年度阿南市一般会計補正予算(第5号)について」のうち、本委員会に係る部分は原案のとおり可決されました。

質 疑 終 了 ・ 採 決
全 会 一 致 ・ 原 案 の と お り 可 決

第13号議案 新たに生じた土地の確認について

第14号議案 字の設定について

久米委員長 次に「第13号議案 新たに生じた土地の確認について」と「第14号議案 字の設定について」を一括して議題とします。
理事者の説明を求めます。
東企画政策課長。

【理事者説明 東 企画政策課長】

久米委員長 理事者の説明が終わりましたので、これより質疑に入りたいと思います。
質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

久米委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
これより、第13号議案を採決いたします。
本件を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

久米委員長 御異議なしと認めます。
よって、「第13号議案 新たに生じた土地の確認について」は原案のとおり可決されました。

質 疑 終 了 ・ 採 決
全 会 一 致 ・ 原案のとおり可決

久米委員長 次に、第 14 号議案を採決いたします。
本件を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

久米委員長 御異議なしと認めます。
よって、「第 14 号議案 字の設定について」は原案のとおり可決されました。

質 疑 終 了 ・ 採 決
全 会 一 致 ・ 原案のとおり可決

第 16 号議案 動産の買入れについて

久米委員長 次に「第 16 号議案 動産の買入れについて」を議題とします。
理事者の説明を求めます。
川端消防次長。

【理事者説明 川端 消防次長】

久米委員長 理事者の説明が終わりましたので、これより質疑に入りたいと思います。
質疑ありませんか。
山崎委員。

山崎 委員 説明資料で平成 4 年度の購入の写真があるんですが、去年買ったものと同仕様ということは、今年、物価がものすごく上がっていますね。去年と今年を比較してどの程度、上がっているのかお示しいただきたい。

久米委員長 川端次長。

川端 次長 警防課長事務取扱の川端でございます。
山崎委員の御質問に御答弁いたします。
令和 3 年度に購入しております車両については 1,642 万 2,456 円、令和 4 年度に購入している車両については 1,741 万 2,456 円、令和 5 年度については、1 台当たり 1,741 万 2,560 円となっているところでございます。
以上、御答弁いたします。

久米委員長 いいですか。ほかにありますか。
佐々木委員。

佐々木委員 購入についての質問ではないんですが、関連です。こういう新しいものを入れるときに、私、いつも使っていたものがどうなるのかというのが気になって、そういうものは価値があるのか、あったら売ったり、そういうのをきちんとしているのか、それはどんな収入になっているのかということが気になるんですが、お答えできるならお願いします。

久米委員長 川端次長。

川端 次長 警防課長事務取扱の川端でございます。
佐々木委員の御質問に御答弁いたします。
古い車両については基本、廃棄、廃車としていただいております。
以上、御答弁いたします。

久米委員長 佐々木委員。

佐々木委員 その廃車についての費用というのは変わっているのでしょうか。

久米委員長 川端次長。

川端 次長 佐々木委員の御質問に御答弁いたします。
廃棄の金額については契約の金額の中に含まれているところでございます。
以上、御答弁いたします。

佐々木委員 もういいです。

久米委員長 ほかにありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

久米委員長 ありませんね。
質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
これより、第16号議案を採決いたします。
本件を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

久米委員長 御異議なしと認めます。
よって、「第16号議案 動産の買入れについて」は原案のとおり可決されました。

質 疑 終 了 ・ 採 決
全 会 一 致 ・ 原案のとおり可決

久米委員長 以上で総務委員会に付託されました案件の審査が終了いたしました。

一 般 質 問

久米委員長 ただ今から、本委員会の所管に係る一般的な事項についての質問をお受けしたいと思います。

まず、通告がありますので、順次、御指名をいたしますが、質問をされる方は質問内容をきちっと整理されて、簡潔に質問をお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

まず、佐々木委員、どうぞ。

佐々木委員 では、通告をしてありましたので、東京事務所の経費について、削減額などについて質問をさせていただきます。簡潔にという委員長の御意見がございましたので、ちょっと質問の仕方も変えます。

経費の内訳をお聞きしようと思ったんですが、それをそのまま内訳を聞いてもあまりよく分からないと思うので、この3月議会では、住友利広議員の質問には、職員人件費を含め、年間約2,700万円の節減と答弁がありました。令和2年3月議会の沢本議員の質問には、事業費として年間約1,500万円の投資の継続は、最少投資の最大効果の視点から廃止という答弁ですね。表現は違いますが、双方に金額の違いがあります。東京事務所の廃止に伴い、実質的に削減した経費ですね。人件費を除いた経費というのはいくらになるのでしょうか。

久米委員長 どうぞ、湯浅課長。

湯浅 課長 ふるさと未来課、湯浅でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

佐々木委員の人件費等を省いた実際の東京事務所の経費はいくらなのかという御質問にお答えいたします。

令和元年度、年間で2,707万円を支出いたしております。その中から職員の給料等を除いた額が約1,500万円でございます。

以上、お答えといたします。

久米委員長 佐々木委員。

佐々木委員 それで、表現の違いはあるんですね。職員人件費を含めた2,700万円とそれを除いて事業費としての1,500万円。本会議で聞いていても、市民がまた聞いたときも、2,700万円という数字を削減したというふうに聞こえるというか、捉えられると思います。でも、実質は人件費を除いて1,500万円。何か効果を大きく見せるような感覚があって、私は。そんな意図は

ないかもしれませんが。

あと、人件費を含めて2,700万円を削減したという言い方は、表現の仕方は、その職員そのものを削減したようなイメージがあったりして、その仕事に一生懸命携わっていた職員としては、ちょっとつらいのではないかという感じをずっと持っていたんです。それは、その数字だけをいうことではなくて、当然、どんな仕事も出先機関、職員、一生懸命している、そのトップの表現としては、あまり配慮というか、よくないんじゃないかと。やはり表現としては、事業費として年間1,500万円の削減と言ったほうが良いというか、そう表現するものではないのかなと思うんですが、いかがでしょうか。

久米委員長 小休します。

小 休 10:27~10:28

久米委員長 再開します。

そういうことらしいので、そのことについて、だから、簡潔にというのはそういうことで、何が質問なのかということをはっきりとってほしいということをはっきりとってあるわけであって。縷々御説明されるのは分かるんですが。

(口々に呼ぶ者あり。)

久米委員長 どなたが答弁されますか。
湯浅課長。

湯浅 課長 ふるさと未来課、湯浅です。
経費についての表現の仕方ですが、年間で2,700万円ほど削減しましたと本年3月の議会において答弁しております。その2,700万円の中には、人件費のほうは含まれていますが、所長が仮に異動になって、違うポストについたとして、そちらで成果を生むわけでございますので、2,700万円の削減と表現させていただきました。
以上、お答えいたします。

久米委員長 佐々木委員。

佐々木委員 ですから、課長が、その用意された答弁としてこうなんだというのは分かるんですが、私としては、新たな観点を加えて、新たなというか、実質、単純な話、例えば市民の人に「東京事務所って、削減してどれだけ効果があったんですか」「削減したんですか」と聞かれたときに「人件費を含めて2,700万円よ」と言うのと、「いや事業費として年間1,500万円です」。私としては「事業費として年間1,500万円です」と説明するべきものではないのかなと考えたのですが、もう1回、お願いします。

久米委員長 湯浅課長。

湯浅 課長 佐々木委員の御再問についてお答えいたします。
今後、表現については検討してまいりたいと考えております。
以上、御答弁いたします。

久米委員長 佐々木委員。

佐々木委員 確かに捉え方というか、事業に人件費はかかるんだというのも分からなくはありません。しかし、そこで働く職員を、ある意味、削減というときって、やっぱり重たいと思うんですよ。そこで一生懸命働く職員の立場とか思いを汲むというか、守るといふか、人事的にはそういうことも配慮も必要かなと思うんです。ですから、間違った表現はする必要はありませんが、そこは十分検討していくべきだと思いますので、終わります。

久米委員長 山本副市長。

山本副市長 今、佐々木委員から東京事務所の削減額についての御指摘と申しますか、配慮が足りなかったのではないかと申すような御質問、御指摘をいただいたわけですが、これは私が、確か答弁をさせていただいたと思いますが、住友利広議員のそのときの質問は、その行財政改革の効果というように形を答弁するよ申すということ、申す文脈の中で数字を挙げて申すお話があったので、確か答弁させていただいたと思います。

御承知のとおり、行財政改革プランに基づきまして、短期集中的に成果を上げていくんだ申すこと、行革に取り組んでおりますけれども、行革の大きな柱の一つには職員数の削減による人件費、義務的経費の削減というの、これは本市だけじゃなくてどこの自治体も申すけれども、行革の中では大きなポイントになります。我々も行革プランの中でも職員数の削減というのを挙げて、これについてもいろいろ御議論いただいておりますけれども、義務的経費、職員数を少なくすることによって、行革としては申すよ、金額、削減額が上がってくると。上がってくると申すか、生み出されてくると、削減額、効果額が上がってくると申すのが行財政改革、行革でございますので、申す文脈の中で、そのときは人件費を含む削減額というふうな形で使わせていただいた申すことでございます。

決して、その当時の職員、あるいは歴代の職員のことを軽んじてうんぬんという趣旨ではございませんで、申す文脈の中で申す表現を使った申すこと、申す場、場面によりましてはいろいろな数字の使い方があろうかと思っておりますけれども、当然、これまでも縷々、市長をはじめ答弁してきましたように、東京事務所の一つの成果というの十分認めた上で費用対効果の面から事務所を廃止した申すこと、申すので、それも一つ行財政改革の考え方の中で廃止をした申すこと、申すので、申す表現であった申すこと御理解を賜りたいと思っております。

久米委員長 よろしいですね。

それでは、次に福谷委員。福谷委員のほうから1問1答という申し入れがされているので、簡潔によろしく申す。

福谷 委員 私は簡潔ですから、よろしく申す。

まず、職員の人事問題についてお尋ねします。一つ目としてはハラスメントについてであります。ハラスメントについての相談内容とその件数、令和4年度、本年度においては何件あったのかお聞きいたします。

久米委員長 佐坂人事課長。

佐坂 課長 人事課、佐坂です。よろしく申し上げます。
福谷委員の御質問にお答えいたします。
ハラスメントの相談件数につきましては、令和4年度5件、令和5年度につきましては、現在のところ2件でございます。

久米委員長 福谷委員。

福谷 委員 その相談内容を把握したあとの対応は、どうされていますか。

久米委員長 佐坂課長。

佐坂 課長 ハラスメントの相談内容についてでございますが、相談内容としましてはパワーハラスメント、休業等の制度利用に関するケアハラスメント等が主な内容となっております。

ハラスメントの相談に対する対応でございますが、御本人の意向を十分確認した上で、調査や指導、助言等の措置を講じることを基本としております。具体的には、相談者、行為者とされる職員、関係者等からの聞き取り結果や、客観証拠を一つ一つ丁寧に吟味し尽くした上で、当該ハラスメントの申立てに対する事実認定を行っており、内容によっては専門的見地から外部の専門家、弁護士に意見を求め、慎重かつ的確に対応しているところでございます。

また、案件によりましては、ハラスメント苦情処理委員会を開催し、事実関係の調査、対応措置の審議、必要な指導及び助言などの措置を講じておりまして、令和4年度に1回開催しております。

いずれにおきましても、相談者本人の意向と秘密保持を重視して対応しております。

以上、お答えとさせていただきます。

久米委員長 福谷委員。

福谷 委員 パワハラ、それからケアハラという件が5件、令和4年度、本年度は2件と言われますけれども、ハラスメントにおいてもいろんな種類がありますけれども、この中でのケアハラスメントというのはどういう内容かお教えてください。

久米委員長 佐坂課長。

佐坂 課長 ケアハラスメントはどういったものかとお尋ねでございますが、ケアハラスメントとは、職場における育児や介護等、言い換えますと家族へのケアについての制度利用に関わる言動により職員の勤務環境が害されることで、一般的な例を申し上げますと、例えば子どもの看護休暇や介護休暇

等の取得を上司や同僚に相談したところ、請求しないように言われたり、取得できる権利があるのに取れないなど制度利用を阻害するようなものが当てはまります。

以上、説明とさせていただきます。

久米委員長 福谷委員。

福谷 委員 やはりそういったようなケアハラスメントがあると。やはり良好な職場環境で、お互いを認め合いながら仕事をしていくことを進めていただきたいというふうに思います。それと、件数的には5件、2件とありますけれども、やはり相談する機関について、私ども、言っておりますけれども、やはり第三者機関に相談できる体制をこれからも展望していただきたいと思います。

それと、昨年度と本年度実施したハラスメントの研修内容とその回数について教えてください。

久米委員長 佐坂課長。

佐坂 課長 ハラスメントに関する職員件数につきましては、国からハラスメント防止指針が示されました令和2年度以降、毎年1回、研修を実施しております。研修では外部講師を招きまして、ハラスメントに関する基本的な知識から注意すべき言動等、階層、職種に応じた具体的知識の習得を目指しております。

令和2年度は課長補佐級以上の職員、令和3年度は係長以下の職員、令和4年度は保育所所長を対象に実施しております。令和5年度につきましては、会計年度任用職員を含めた全職員を対象に実施する予定で、現在、進めております。

以上、御答弁とさせていただきます。

久米委員長 福谷委員。

福谷 委員 ありがとうございます。特にハラスメントの問題については人権問題と直結しますので、これからもしっかりと全職員を対象に研修することを進めていただきたいと思います。

続いて、職員の残業、人手不足についてであります。先の議会でも質問された議員がおいでますけれども、災害で職員が対応した場合の事後処理事務についての手当てが満額支給されているのかということがあります。災害の時については、いろいろ残業、超過勤務をした場合については支払われますけれども、そのあと、県とか国に報告する場合の事務処理をする場合についての手当てが支給されていないという実態があるようにお聞きをしております。この点についてはどうなっているのか、お尋ねをいたします。

久米委員長 佐坂人事課長。

佐坂 課長 職員の残業等についてお答えいたします。
正規の勤務時間を超えての勤務につきましては、所属長における業務内

容や予定時間等の事前承認及び超過勤務を命じた場合の事後確認をシステム等で確実にを行うことが適正な業務管理の基本となっております。

お尋ねの災害対応業務につきましても、所属長の命令及び事後確認に基づいた上で、時間の制限なく、条例等に基づく割合での手当が支給されており、災害の翌日以降の現地調査業務につきましても同様でございます。

それ以外の災害に関する事後的な処理や事務につきましては、処理期限が限られ、短期集中的に行うことがより効率的な業務については事前に人事課に協議し、企画部長、または副市長の承認を得ることで長時間の勤務も認めているところであります。協議書の提出があったものにつきましては、内容を確認し、手当支給の対象となるよう対応を行っております。

また、この運用に関しましては、毎年度の庶務担当者研修会や通知等で周知しておりますが、今後は超過勤務を命じる所属長に対しましても、改めて周知徹底してまいりたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

久米委員長 福谷委員。

福谷 委員 ありがとうございます。事前に人事課と協議をするということ、これについては全職員が知っているべき内容であろうかと思えます。特に若年の職員については、こういった部分が分からない。それと、このぐらいの案件だったら別に超勤しなくてもいけるのではないかという考え方もあろうかと思えますけれども、このことが最終的には阿南市に対するいろんな災害に行った場合の対応をされる費用が、県を通じて国から下りてくるという状況でありますから、全職員に周知をお願いしたいと思えます。

続いて、年次有給休暇の取得日数について、令和3年度、4年度についてはどのぐらいの取得日数が、それと、取得できていない原因は何か、教えていただきたいと思えます。

久米委員長 佐坂課長。

佐坂 課長 年次有給休暇の取得日数につきましては、令和3年が11.9日、令和4年が11.8日となっております。

また、部署別に見てみますと、給食センター、小中学校用務員、環境管理事務所等では、年間取得日数が15日を超えておりますが、本庁の企画部、総務部の各課や保育所では、取得日数が10日を下回る部署も多くあり、全体として、平均日数が、令和4年で11.8日となっております。

年次有給休暇は取得理由を問われない休暇ですので、職員の個人的な理由により、取得の多い、少ないというのはあろうかと思われそうですが、一方で、先ほど申しましたように職場ごとに見ますと、令和3年、4年、両年度とも同じような傾向でございますので、職場における業務内容、また業務量などが少なからず年休取得日数に影響しているものと考えられます。

こうした状況を分析しながら、年次有給休暇の取得率の向上や、仕事と生活の調和が実現できる、また休暇が取得しやすい職場環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

久米委員長 福谷委員。

福谷 委員 ありがとうございます。あくまでも平均ですから、取れているところと取れていないところがあると。これについては、慢性的な人員不足ということも考えられます。働き方改革の中での取得率の向上とワークライフバランスができる環境づくりをこれからも進めていただきたいと思います。

続いて、人員配置について御質問いたします。新規採用職員、20代の若年層職員を1人職場に配置している年度はどのぐらいあるのか、教えてください。

久米委員長 佐坂課長。

佐坂 課長 新規採用者及び20代、若年層職員の配置についてお答えいたします。まず、過去10年間におきまして、新規採用職員を1人職場、いわゆる正規職員で1人で業務を行う職場に配置した例はございません。

次に、20代の若年層職員につきましては、同じく過去10年間におきまして、平成26年度の配置はございませんが、平成27年度以降、毎年公民館に配置しております。具体的には、平成27年度及び平成28年度に1人ずつ、平成29年度に2人、平成30年度及び令和元年度に3人ずつ、令和2年度に6人、令和3年度及び令和4年度に5人ずつ、令和5年度につきましては2人となっております。

以上、お答えとさせていただきます。

久米委員長 福谷委員。

福谷 委員 20代の若年層ということでありませけれども、一応、入って何年目の方、最低、何年経過した人を配置したのか教えてください。

久米委員長 佐坂課長。

佐坂 課長 福谷委員の御質問にお答えいたします。

過去、10年間の状況ではございますが、採用後3年目となる職員の配属が最短でございます。職場としては二つ目というのが最短でございます。

以上、お答えとさせていただきます。

久米委員長 福谷委員。

福谷 委員 3年目となるということは、本庁、もしくはほかの職場にいて、2年勤務したという職員であります。これを主に公民館ということでありませけれども、やはり、キャリア的には少し不足しているのではないかと、コミュニケーション的にも不足している方もおいでるのではないかというふうに私は考えるところであります。

今後、1人職場に配置していく職員について、どのように考えているのか。また、それに当たって新採の教育とか相談体制というのはどのようにしているのか、お尋ねします。

久米委員長 佐坂課長。

佐坂 課長 1人職場の配置についてお答えします。

1人職場での勤務は、他の職員との関わりや上司の直接的な指導の機会が少なくなる面がございますが、自ら主体的に考え、公民館であれば地域住民とともに事務事業を執行する場面が多くなることから、特に柔軟性や調整力を身につけることができる機会になるものと考えられます。

こういった1人職場における業務の特性を考慮しながら人事異動に当たりまして、当該職員の中長期的なキャリア形成を見据えながら、適正に配置を行ってまいりたいと考えております。

次に、新規採用職員の教育相談体制についてでございますが、主に新規採用職員に対する研修、指導、そして、その上司に対する研修など、多面的に実施しております。具体的には、自治研修センターにおける地方公務員としての基礎的内容、阿南市役所における研修では、市役所勤務における基本的な項目に加え、メンタルヘルスや健康管理面など、心身の健康に関わる内容についてもメニューとしています。

また、基本は、各職場における業務を通じての上司からの日常的な個別的指導が中心となりますが、新任の管理監督職員への研修では、部下の適切な管理、指導に関する内容を取り入れ、また、メンタルヘルス研修の一部として、部下を持つ立場の職員に対するラインケア研修なども実施しているところです。

なお、新規採用職員が配属された所属長へのヒアリングを随時行っておりまして、新規採用職員につきましては多面的にフォロー、育成をしているところであります。

以上、お答えとさせていただきます。

久米委員長 福谷委員。

福谷 委員 新採の教育、相談をされていますけれども、やはり新規採用職員を上司が個別的に指導する、なかなか難しい話なんです。過去においては一応、メンター制度ということで、この新規採用職員については、例えば仕事の相談はこの方、しかし、人間的ないろんな相談はこの方という形で、一応、フォロー体制を作っていましたので、そういったようなフォロー体制を作っていないと、このZ世代といわれる分については、やはりなかなか、仕事に対する積極的な意欲を持っている方もおいでますけれども、やはり引きこもりがちの方がおいでますので、十分、その方の能力を引き出せるような制度の御検討をお願いしたいというふうに思います。人材育成の観点からも重要であろうと思います。

人事案件についての最後ですけれども、自己申告書についてであります。昨年度と今年度の異動に関して自己申告書を提出できるということになっております。その件数についてはいくらあったのか。それと、提出しやすい環境の整備を整えるための周知方法はどのようにしているのか、お尋ねをいたします。

久米委員長 佐坂課長。

佐坂 課長 自己申告書に関する御質問についてでございますが、自己申告書は、職員の勤務意欲の向上と適正な人事管理を図ることを目的として、現在の担当職務や現所属での今後取り組みたい仕事、活用してほしい特技や、今後、

受講したい研修、配置換え希望の有無や希望する職場、異動に対する意見や行政に対する提言、アイデア等の自由意見などの項目について、任意に提出を求めているものであります。現在は2年に1回の割合で各所属を通じ、職員に通知を行っております。隔年での周知となっておりますが、提出につきましては随時可能としております。

御質問の職員から提出された件数につきましては、周知を行いました令和3年度は235件、周知を行っておりません令和4年度は81件となっております。

また、提出しやすい環境の整備を整えるための周知方法につきましては、現在、隔年での周知としておりますが、今後は、秋頃を目途に毎年周知を行うとともに、様式の見直しやプライバシーに最大限配慮しつつ、より利用しやすい方法を、今後、検討してまいりたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

久米委員長 福谷委員。

福谷 委員 ありがとうございます。周知したときについての令和3年度は235件、周知しなかったときについては、令和4年度は81件ということで、2年に1回と。多分、この内容については特別職の方もご覧になっていると思います。その中には、どうしても嫌だという方も、こういう状況でとありますけれども、その中には、自分がやっぱり積極的に取り組みたいという、例えば仕事、それから、自分のこういう特技は活用してほしい、それから、行政に対する提言とかアイデアというのが十分含まれていると思います。ですから、この分については毎年、周知をしていただきたい。特に若年層、入った方についてはいろんなアイデアを持っておりますので、そういうものを広く集めることは大変重要であろうと思っています。

それと、提出方法については電子申請など、少し、いろんな分野で、先ほども佐坂課長のほうで工夫するというところでございましたけれども、それも一つの検討課題にさせていただきたいと思います。

委員長、続けていきたいんですけども、Jアラートがあるので。

久米委員長 それまでに質問をしてください。

福谷 委員 残念ながら、あと、まだありますので、終わることではありませんが、続けさせていただきます。

まず、ふるさと納税であります。この間、令和5年の3月議会でありましたけれども、ふるさと納税の額、令和2年度からの累計では約7億円に達する見込みであると。しかし、実際には6億5,562万7,450円でありました。ということは、3月末でとりあえず一つの会計年度が起こるわけですが、ここに少し誤差があるということ。

そこで、この実際の累計額のうち、業務委託料などの必要経費の累計はいくらあるのか。寄附、累計額から必要経費累計額を差し引いた実質収入累計額はいくらか、年度毎に教えていただきたいと思います。

久米委員長 湯浅ふるさと未来課長。

湯浅 課長 ふるさと未来課、湯浅です。

福谷委員のふるさと納税についての御質問にお答えいたします。

初めに、令和2年度の実績からでございますが、3,838万5,450円の寄付金に対しまして、1,553万8,247円を業務委託料等の必要経費として支出しており、2,284万7,203円を基金として積み立てました。

次に、令和3年度でございますが、1億6,833万3,000円の寄付額に対しまして、8,670万339円の必要経費を支出しており、8,163万2,661円を基金として積み立てました。

次に、令和4年度でございますが、4億4,890万9,000円の寄付金に対しまして、2億559万7,940円の必要経費を支出しており、2億4,331万1,060円を基金といたしまして積み立てております。

ふるさと阿南応援事業に活用が可能な寄付金額につきましても、寄附累計額6億5,562万7,450円から、3億783万6,526円の必要経費累計額を差し引きました3億4,779万924円でございます。

以上、お答えいたします。

久米委員長 途中ですが、ここで休憩いたします。11時15分まで休憩します。

休 憩 10:59～11:12

久米委員長 少し早いですが、再開いたします。
福谷委員。

福谷 委員 数字のことを聞くことについては、あとでどういうことかということの説明させていただきましても、ふるさと納税について、令和2年度、令和3年度及び令和4年度、ふるさと納税をいただきました。この中で市民税の影響額、市民税が減少するわけですが、阿南市の市民の方もよそへ寄付していますので。この分について、ちょっと金額がいくらか教えてください。

久米委員長 清水課長。

清水 課長 税務課、清水でございます。
福谷委員のふるさと納税の市民税がどれだけ減ったのかという御質問に御答弁させていただきます。

特例控除対象である都道府県等に対する寄付金、いわゆるふるさと納税による市民税の減少額は、令和2年度が4,611万5,506円、令和3年度が6,074万4,146円、令和4年度が8,050万1,232円でございますが、そのうち、75%は交付税措置が行われることとなりますので、75%相当分を控除した減少額も申し上げます。令和2年度が1,152万8,506円、令和3年度が1,518万6,146円、令和4年度が2,012万5,482円でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

久米委員長 福谷委員。

福谷 委員 このようにですね、ふるさと納税の取り扱いについて、ふるさと納税の

寄付金をいただくことについては何ら問題ないんですけれども、その数値でありますけれども、今も言ったように、令和4年度については約4億4,800万円ほどいただいています。それこそ、阿南市頑張れと。しかし、それに対しても、応援していただいている方への返礼金、手数料を払えば、実質、その半分の2億4,300万円という状況になります。それが阿南市で活用できる額。しかし、阿南からも寄付していますから、先ほど言ったように、令和4年度は2,012万円ほど減額しているという状況であります。

ですから、このことについてはそうならざるを得ないという状況がありますけれども、この数値を報告する場合には、これだけの寄付金をいただきましたけれども、必要経費がいくら、実質収入金額はいくらですよということを、やはりきちんとしていただかないと、やっぱり市民も混乱するという状況があります。特にホームページにおいてはきちんと実績報告をする場合、ここにも書いてありますように、実質収入金額はいくらですよというふうなことも記載されておりますので、そういうようなことで、周知する場合、数値を発表する場合についてはそういう形で報告をしていただきたいと思えます。

それと、続いて、阿南の未来「自分ごと」会議、これは仕分けというふうな形で、市長の公約でありました。このことについて、なぜ質問をするかということ、私のところにこのような投書が来ております。その投書人は、かつての市民評価人の一人ということでもあります。それはどういうことかということ、令和3年の10月31日にされた阿南の未来「自分ごと」会議の評価結果に対する市の対応についてであります。

それはどういうことかということ、事業評価を受けた五つの事業のうち、その一つの内容について、これはどういうことかということ、この評価人がおっしゃるには、ふるさと活性21補助金の事業についての結果がどこにもないと。市の対応はどう決められたのかと。その分については阿南のホームページにおいて縷々、令和4年の2月24日にホームページに載っています。

しかし、今、申し上げた分については載っていない。このことについて、この評価人は、自分はどこにあるのか分からない。私も調べましたけれども、どこに、そのあとの広報がされたのかはないと。ですから、きちんと公表すると言ったことについては約束を守っていただきたいということであったので、事実、この公表がきちんとされているのかという点についてお尋ねをいたします。

久米委員長 中橋行革デジタル戦略課長。

中橋 課長 行革デジタル戦略課、中橋です。阿南の未来「自分ごと」会議の評価結果に対する市の対応に関する御質問にお答えをいたします。

令和3年度に実施をいたしました同会議におきましては、本市が選定をいたしました五つの事業を対象として、市民評価人の皆様に事業の必要性や実施方法などについて検討、評価をいただいたところですが、資源ごみ回収奨励金交付事業を除く四つの事業については要改善との評価結果をいただいております。

それら4事業の現時点での見直しの状況について、少し御報告をさせていただきますと、まず、類似の事業として一括して見直すこととしておりますふるさと活性21活動補助金事業と、ふるさとづくり基金地域活性化補

助金交付事業の2事業につきましては、これまでも事業の役割分担、または統合化について検討を重ねてきたところではありますが、こども基本法の基本理念に基づく「こどもまんなか社会」の実現など、「自分ごと」会議の時点では顕在化していなかった新たな行政ニーズも踏まえながら、よりよい事業設計とするべく分野横断的な検討を継続しているところでございます。

次に、勤労女性センター事業についてでございますが、こちらについては、令和3年度において施設利用者を対象としたニーズ調査を行った結果、回答者の90%以上が施設について「満足」または「やや満足」と回答をいただいております。引き続き、勤労女性に限らず、広く市民の皆様にご利用いただけるよう、施設の魅力向上に努めたいと考えています。

最後に、高齢者特定回数乗車券等交付事業につきましては、令和5年度から対象を障がい者にも拡大するとともに、バス券の交付枚数の上限を撤廃して、加えて、インターネットによる電子申請にも対応するといった改善を行っておりますが、このことは広報あなんの令和5年3月号や阿南市公式ホームページを通じて市民の皆様にお知らせをしたところでございます。

さらには、より利便かつ柔軟な移動支援の在り方について検討しました結果、令和2年度に実施をした阿南版事業仕分けにおいて、長寿者福祉金等支給事業を見直したことにより生じた原資をもとに、高齢者タクシー利用料の助成事業、これを本年5月に創設し、こちらにつきましても広報あなん等で周知をいたしております。

阿南の未来「自分ごと」会議において評価対象といたしました5事業は、いずれも本市における長年の懸案事項でございまして、関係機関との調整が必要なケースも多いことから、見直しには時間を要しておりますが、見直しが完了した事業から随時、その内容を広報あなん等で周知することによりまして、市民評価人として参加いただいた方をはじめ、市民の皆様の御期待にこたえてまいりたいと考えております。

以上、御答弁といたします。

久米委員長 福谷委員。

福谷 委員 今の、私が聞いたのは、ふるさと活性21の分について、市民の皆さんに周知されましたかということをお尋ねしたんですけれども。

久米委員長 中橋課長。

中橋 課長 ただ今、御答弁をいたしましたように、評価対象とした事業はいずれも長年の懸案事項でございまして、改善に時間を要しているというのが事実でございます。それで、今後におきましても、その進捗によりまして、随時、改善が進んだものから順次、広報等で広報してまいりたいと考えております。

久米委員長 福谷委員。

福谷 委員 いやいや、もうふるさと活性21は補助金の募集をしているじゃないですか、継続して。要するに、御意見をいただきましたけどこうなったんとか

がいますかということでの周知が要るんじゃないかと言っているんです。この中では「市長は会議の締めくくりで、評価結果を真摯に受け止め、見直しに努めますとおっしゃっていました。私も評価結果に納得し、市の対応に期待をしていましたが、その後、何の音沙汰もありません。念のため、何度も広報を読み返して確認しましたが、そのような記事は見当たりませんでした。それでも見落としていましたらすみません。それどころか、要改善に判定されたふるさと活性 21 活動補助金とふるさとづくり基金については、何もなかったかがごとく、広報あなん令和5年4月号で募集記事が掲載されていました。これって、あまりにも不親切ではないでしょうか。約束は守りましょう」というふうなことがあったわけです。

ですから、この分について、結果が知らされていないということに対して不親切でしょうと言っているわけですよ。ですから、今後、この評価結果についてはこういうことでやっていますということを広報、ホームページで流してほしいということなんです。それはできるんでしょうかとお聞きしたんですが。

お答えいただきたいと思います。

久米委員長 中橋課長。

中橋 課長 この事業評価を当時、担当しておりました行革デジタル戦略課といたしましても、その後の事業の進捗状況については、各担当課に随時、確認もしながら伴走をしてまいりたいと思います。その結果を確認しながら、見直しが完了次第、できるだけ早期に、速やかに市民の皆様にお伝えできるように進めてまいりたいと考えております。

以上、御答弁といたします。

久米委員長 福谷委員。

福谷 委員 それはそのとおりだと思いますので、しっかりと情報共有を図るのであれば市民にお伝えをしていただきたいと思います。

最後になりますけれども、これが9月17日に出された徳島新聞の記事でございます。この中の「自治体消滅への危機感、県内22首長が抱く」ということに対して、そのアンケートは共同通信がアンケートを取りました。そして、全国で84%の首長が、県内では24市町村のうち約9割にあたる22町村の首長が「将来、自治体が消滅しかねないという危機感を抱いている」と回答した一方、阿南市は県内8市で唯一「あまり危機感を抱いていない」。

この問題に対して、どうして「あまり危機感を抱いていない」のか。この回答、どういう形であったのか、表原市長、市長就任以来、数々の施策を講じて、やっぱり本市は人口減少傾向にあると。その中でも「あまり危機感を抱いていない」と回答されたことについて、日頃からエビデンスに基づいて政策を重視されて、実行されていることについては評価いたしますけれども、なぜこのような悠長で楽観的とも取れる回答をされた根拠をお示しいただきたいと思います。

久米委員長 東課長。

東 課長 企画政策課、東でございます。よろしくお願ひいたします。
福谷委員の自治体首長アンケートの回答についての御質問にお答えいたします。

共同通信社が実施した「2023 全国自治体トップアンケート」の将来推計人口についての設問において「貴自治体は将来、単独では立ち行かなくなり、消滅しかねないとの危機感を抱いていますか」との設問には「各種推計や貴自治体の現状を踏まえ」という前提がついておりました。本市が2020年に策定した人口ビジョンや、令和3年3月に策定した第2期阿南市まち・ひと・しごと創生総合戦略、また、阿南市総合計画に掲げるさまざまな施策を展開していることを踏まえ、消滅しかねないとの危機感についてこのような回答を選択したものであり、人口減少に伴う問題そのものを楽観的に考えているわけでは決してございません。

本市の人口減少について、阿南市人口ビジョンでは、本市の趨勢人口は、2040年には2015年比でおよそ25%減少し、5万2,000人台となり、2060年には半減して、3万7,000人台となると予想されております。こうした結果を踏まえ、総合戦略を策定し、人口減少、地域経済縮小の抑制を図り、また、人口減少に適應した社会の仕組みを再構築する取組を進めております。

本市の多様な産業分野で活躍できる人材を育成し、産業振興を促進することにより安定した雇用を確保し、また、結婚から出産、子育てまで切れ目なく支援する取組等を実施することにより人口減少を抑制し、2060年に5万1,000人超の人口を維持することを目指しております。

本市の合計特殊出生率は、国や徳島県を上回る値で上昇しておりますが、出生数については微減し続けております。少子化対策や若者を主体とする人口転出抑制策を講じて、20から30代の人口は引き続き減少することを想定しておりますが、出生数の増加につながるこの年代の転入を促進するため、移住、定住の促進や関係人口の拡大を図る取組を実施しているところであり、県外からの移住者数は、令和3年度には302人、令和4年度には278人となっているところでございます。

以上、お答えといたします。

久米委員長 福谷委員。

福谷 委員 長々と答弁をいただきました。全く危機感を抱いていないというようなことを縷々述べられましたけれども、市民の方から、やはりこういうふうな危機感を抱いていないという声は、表原市長のところには届いていないのでしょうか。

久米委員長 東課長。

東 課長 企画政策課、東です。
今回の報道について、市民の皆様からは、現時点では御意見はいただいておりません。
以上、お答えといたします。

久米委員長 福谷委員。

福谷 委員 近年、人口減少に起因するさまざまな諸問題が顕在化して、市議会としても、人口減少問題に対して強い危機感を持って、議案の審査や市政への質問を重ねています。その一つに、議会の議決事項である総合計画の基本計画があります。その第1章は長期ビジョン、「人口減少社会に立ち向かい」とあるのは、人口減少への強い危機感とそれを克服しようとする決意の表れではなかったのでしょうか。

お聞きします。

久米委員長 東課長。

東 課長 企画政策課、東です。

福谷委員の御質問にお答えします。

長期ビジョンに「人口減少社会に立ち向かい」とあるのは、人口減少問題への強い危機感とそれを克服しようとする決意の表れではないか、との御質問でございますが、将来のまちづくりに向けた基本的な指針となる総合計画では、委員御指摘のとおり、基本構想の長期ビジョンにおいて、2060年への道標を「人口減少社会に立ち向かい“豊かできらりと輝く”まちへ」としております。

人口減少については重要な課題として取り組んでまいりますが、例え、人口が今より少なくなったとしても、豊かさ、快適さ、しなやかさは今以上のまちとするために、人口減少社会を前向きに捉え、全ての市民の力を結集し、未来に対する愛、夢と希望、そして環境の変化や多様化に対応するしなやかさを持って、前例のないまちづくりに挑戦する、すなわち、戦略的に縮むことを目標に、新しいまちづくりを目指しております。

以上、お答えといたします。

久米委員長 福谷委員。

福谷 委員 もういいです。人口減少について、日常においては、やっぱり自分たちの将来にどう影響するのかという実感をするのは困難です。そんな長々と説明されても、本当にこの人口減少に対してどう取り組んでいくのか分かりません。

確かに、この人口問題、危機感については少ないかもしれませんがそれでも、合併からこちら、人口は17年間で1万637人減少しています。年間平均すると625人が減っているわけです。これからも減り続けます。今、述べたような施策においても、それがきちんと対応できるのかどうかは大変疑問だろうというふうに。確かに、その努力もしていただいて、本来ならばこの人口推移の放物線が下に行かないようにですね、このまちのリーダーである市長こそが、やっぱり深刻な問題を真摯に受け止めるべきだろうと思っています。

この新聞の中でも「あまり危機感を抱いていない」としたのは阿南市と北島町です。北島町は何か分かるような気がします。阿南は人口が減っています。この中で、私なら「市民の皆さん、皆で考えてください」と、「考えましょう」と、「皆さんの気持ちを、意見を聞かせてください」と、「皆で力を合わせてこの局面を乗り切っていきましょう」と、私は訴えます。

小手先だけの、文書的だけではなしに、本当に消滅していく自治体というのはこれから十分、もっと出てきます。ですから、そのことについては

しっかりと危機感を持っていただくよう要望いたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

久米委員長　これで、所管に係る一般質問、通告のあった質問は終わります。ほかにありませんか。

山崎委員。端的によろしく。

山崎　委員　最近、偶然、玄関前のキッチンカーが、よそのスーパーのところにありました。ふと思ひまして、利用料金は一体いくらかなと思います。確か、阿南市は1回500円ですよね。課長、すみません。

久米委員長　中橋課長。

中橋　課長　行革デジタル戦略課、中橋です。山崎委員のキッチンカーの利用料金についてお答えをいたします。

キッチンカーの利用を含め、施設を利用いただいている分の利用料については、その利用面積等によりまして判断をして、利用料を決定しておりますので、正確には512円いただいているというところでございます。以上、御答弁といたします。

山崎　委員　市長、今、民間で実際、どのぐらい手数料を払っているか、御存知ですか。想像でいいですから、市長、それと担当部長。1回につき、何ぼ払っていると思いますか。

久米委員長　これは。ちょっと小休します。

小　休　11:35～11:35

久米委員長　再開します。

山崎　委員　私も、よく似た車がいるなと思って、スーパーの前でやっていたから、そこの経営者に、オーナーに聞きました。「一体、このところは何ぼで貸しているんですか」。そうしたら、8.3平米で1万円ですよ。建物の中だったら1万円から2万円。駐車場と言いましたけど2,500円。市の行政がイベントをするならまだ1回きりだからとか理屈はありますよ。しかし、定期的に、不定期でも来る方が、ちょっと市場調査をしてから決めるほうがいいんですが。条例で決まった金額、出てきますよ。そのとおりではなくて、特例で認めるというシステムが、どんどんこれから増えていきますよ。やっぱりその立地条件とか、そういうものが考慮されて決められるべきものだと思います。市だけで何も市場調査をせずに、周りの条件も調べて、私はやっぱり決定すべきだと思う。今、その手続きが、今、聞いたのは多分、調査していないから、答えられない。調べていたら出てくるはずですよ。あの件も、前回の総務委員会で言いました。これはやっぱり問題ありですよ。これ、市民の方がそんな値段を聞いたら、「えっ」と思いますよ。民間と乖離が大きい。私、同額にしろとはいいませんよ。やっぱり調査してこ

の程度だ、だからいいだろうと判断される根拠を示して、していくべき。

先ほど広報もありました。広報もそういう条件を書いて、紙面の都合もあるだろうけど、私は親切に、やっぱりそういうものは、市民の方に知らせていかないといけないと思う。これは、うちは貸すほうですよ。駐車場を借りている、これ、全部、統一されていないでしょ。いろんな要件があって、この土地はこの値段で借りてますというのが、あるはずですよ。

これから民間、公民連携が増えてきて、こういうケースがその都度、起こりますよ。そうしたら、市民の方は「何ぼで貸しているんだ」という質問も出てくるわけですよ。それに答えるだけの根拠を示してほしいと思います。市が決めることだから何でも構わないと、その姿勢は問題があると、市がすることは正しいんだと、それはちょっとおかしいん違いますか。そのことだけ申し上げたいと思います。

久米委員長 要望ですか。

山崎 委員 はい。

久米委員長 要望ということで。
ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

久米委員長 ないようでありますので、これで所管に係る一般質問を終結いたします。
閉会に当たり、市長から御挨拶を受けたいと思います。
表原市長。

表原 市長 本日は長時間にわたりまして総務委員会を開催いただきまして、誠にありがとうございました。そして、提案をさせていただきました案件につきまして全て原案どおり御承認を賜り、厚く御礼を申し上げたいと思います。審議過程の中で賜りました御意見、御提言につきましては今後の市政運営に対し、しっかり生かしてまいりたいと存じております。本日も誠にお世話になりました。ありがとうございました。

久米委員長 これで委員会を終わります。お疲れ様でした。

閉 会 11：41
